

第一号様式

大量保有報告書

変更報告書 No.5

(法第27条の22第1項に基づく報告書)

(法第27条の25第1項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号
X	13	A	791

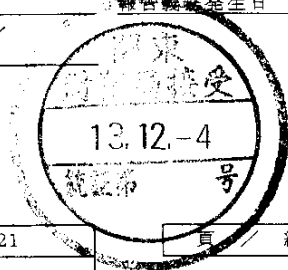
関東財務局長 殿



氏名又は名称 弁護士 平川 修 報告義務発生日 平成13年11月30日

住所又は本店所在地 東京都千代田区丸の内一丁目1番3号AIGビル  
アンダーソン・毛利 法律事務所

平成13年12月3日提出



第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の 名称	株式会社 パーテックス スタンダード	会社コード	6821	頁 / 総頁	1 / 3
上 場 場 所	1 東京 2 大阪 3 名古屋	1 上 場 ② 店 頭		提 出 者 及 び 共同保有者の総数	1名
証券取引所	4 福岡 5 札幌			提 出 形 態	1 連 名 ② その他
本店所在地	東京都目黒区中目黒4-8-8				

2 提出者 (大量保有者)

1 個人 ② 法人 (① 株式会社 2 有限会社 3 その他 ( ) )					
フリガナ (カタカナ)	ペンタ・インベストメント・アドバイザーズ・リミテッド				
氏名又は名称	Penta Investment Advisers Limited				
フリガナ (カタカナ)	英領ヴァージン諸島、トートラ、ロード・タウン、ビー・オー・ボックス71、クレイグミュール・チェンバーズ				
住所又は本店所在地	Craigmuir Chambers, P.O.Box 71, Road Town, Tortola, British Virgin Islands				
フリガナ (カタカナ)					
旧氏名又は名称					
フリガナ (カタカナ)					
旧住所又は本店所在地	〒				
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)		
	1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成		勤務先名称		
法 人	職 業		勤務先住所		
	設立年月日	1998年4月18日	(フリガナ)	ジョン・ズワントラ	代表者役職
人 事 業 内 容	1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成		代表者氏名	John Zwaanstra	ディレクター
	事業内容	投資顧問業			
事務上の連絡先及び担当者名	〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目1番3号AIGビル アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 檀 柔 正				
	電話番号	03(3214)1371			

3 保有目的

投資顧問業を営む上で、顧客勘定にて国内の株式に投資している。

第一号様式(2)

発行会社の 会社コード	6821
----------------	------

頁 / 総頁	2 / 3
--------	-------

提出者(大量保有者)の 氏名又は名称	ペンタ・インベストメント・アドバイザーズ・リミテッド
-----------------------	----------------------------

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	株	株	株
新株引受権証券	A 株	/	H 株
新株引受権証券	B 株		I 株
転換社債券	C 株		J 957,087株
新株引受権付社債券	D 株		K 株
対象有価証券バックラット	E 株		L 株
株券預託証券	株		株
株券関連預託証券	F 株		M 株
対象有価証券償還社債	G 株		N 株
合計	O 株		P 株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R 株	発行済株式総数 (平成13年11月30日現在) U 7,085,000株	
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R)	S 957,087株	上記提出者の 株券等保有割合 (S/(T+U)×100) 11.90%	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	T 957,087株	直前の報告書に記載 された株券等保有割合 13.50%	

5 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成13年11月1日	転換社債券	74,195株	※ 1 取得 ② 処分	円
平成13年11月14日	転換社債券	74,195株	※ 1 取得 ② 処分	円
平成13年11月30日	転換社債券	74,195株	※ 1 取得 ② 処分	円

発行会社の 会社コード	6821
----------------	------

頁 / 総頁	3 / 3
--------	-------

提出者(大量保有者)の 氏名又は名称	ペンタ・インベストメント・アドバイザーズ・リミテッド
-----------------------	----------------------------

6 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし
------

7 保有株券等の取得資金

(1) 取得資金の内訳

自己資金額(千円)	R	千円	借入金額計(千円)	S	千円
-----------	---	----	-----------	---	----

その他(具体的に)	
投資顧問業を行う上で顧客の一任勘定のもとで取得した。	
その他金額計(千円)	T 18,091 千円

取得資金合計 (R+S+T)(千円)	18,091 千円
-----------------------	-----------

(2) 借入金の内訳

番号	※ (フリガナ) 名称(支店名)	業種	※ (フリガナ) 代表者氏名	※ 所在地	借入的 目的	金額 (千円)
1						
2						
3						
4			該当なし			
5						
6						
7						
8						
9						
10						

## POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Penta Investment Advisers Limited, a corporation organized and existing under the laws of British Virgin Islands with its principal office at Craigmuir Chambers, P.O. Box 71, Road Town, Tortola, British Virgin Islands (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Osamu Hirakawa and Yoshimasa Dan, Attorneys-at-Law, of Anderson Mori with offices at AIG Building, 1-3, Marunouchi 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 6<sup>th</sup> day of September, 2001.

Penta Investment Advisers Limited



Name: Michael Moore

Title: Managing Director

(訳文)

## 委任状

英領ヴァージン諸島法に基づき設立され、英領バージン諸島、トートラ、ロード・タウン、ビー・オー・ボックス 71、クレイグミュール・チェンバーズに住所を有すペンタ・インベストメント・アドバイザーズ・リミテッド（以下「当社」という。）は、日本国東京都千代田区丸の内 1 丁目 1 番 3 号 AIG ビルに事務所を有すアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士平川 修および同僚 柔正を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 副代理人を選任すること。

当社は、ここに本書に基づき上記の代理人が行うまたは行わしめる全ての行為を当社の行為であることを認め、確認する。

上記の証として、当社は、2001 年 9 月 6 日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

(署名)

氏名： ミッシェル・ムーア  
役職： マネージング・ディレクター